

飛驒市告示第273号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和2年第5回飛驒市議会定例会を招集する。

令和2年8月24日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和2年8月31日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和2年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年8月31日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	議案第87号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第4	議案第88号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第5	議案第89号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第6	議案第90号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第7	議案第91号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第8	議案第92号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第9	議案第93号	財産の取得について（タブレット端末）
第10	議案第94号	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第96号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第13	議案第97号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第14	議案第98号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第15	議案第99号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第16	議案第100号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第17	議案第101号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第18	議案第102号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第19	議案第103号	字区域の変更について（河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区）
第20	議案第104号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第105号	指定管理者の指定について(ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)
第22	議案第106号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第5号)
第23	議案第107号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第24	議案第108号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第25	議案第109号	令和2年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第26	議案第110号	令和2年度 飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)
第27	認定第1号	令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第2号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第3号	令和元年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第4号	令和元年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第5号	令和元年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第6号	令和元年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第7号	令和元年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第8号	令和元年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第9号	令和元年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第10号	令和元年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第11号	令和元年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第38	認定第12号	令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第39	認定第13号	令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第40	認定第14号	令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第87号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第4	議案第88号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第5	議案第89号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議案第90号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第7	議案第91号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	議案第92号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	議案第93号	財産の取得について（タブレット端末）
日程第10	議案第94号	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第96号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第97号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第14	議案第98号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第15	議案第99号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第16	議案第100号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第101号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第102号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第103号	字区域の変更について（河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区）
日程第20	議案第104号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第105号	指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）
日程第22	議案第106号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）
日程第23	議案第107号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
日程第24	議案第108号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
日程第25	議案第109号	令和2年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
日程第26	議案第110号	令和2年度 飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）

日程第27	認定第1号	令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第2号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第3号	令和元年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第4号	令和元年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第5号	令和元年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第6号	令和元年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第7号	令和元年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第8号	令和元年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第9号	令和元年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	認定第10号	令和元年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	認定第11号	令和元年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	認定第12号	令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	認定第13号	令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第40	認定第14号	令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水 上 雅 廣
3番	谷 口 敬 信
4番	上 ヶ 吹 豊 孝
5番	井 端 浩 二
6番	澤 史 朗
7番	住 田 清 美
8番	德 島 純 次
9番	前 川 文 博
10番	野 村 勝 憲
11番	籠 山 恵 美 子
12番	高 原 邦 子
13番	葛 谷 寛 徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
代表監査委員	島 田 哲 吉
総務部長	泉 原 利 匡
市民福祉部長	藤 井 弘 史
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、執行部の出席を最小限としておりますので、ご了承願います。

それでは、ただいまから令和2年第5回飛騨市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、8月31日から9月24日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、8月31日から9月24日までの25日間と決定をいたしました。

◆諸般の報告

◎議長（葛谷寛徳）

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。

議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告にかえさせていただきます。

以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

本日、令和2年第5回飛騨市議会定例会を召集させていただきましたところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。今議会、補正予算、決算等、重要な案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

7月14日の第4回臨時会以降の社会状況等について、ご報告申し上げたいと思います。新型コロナウイルス感染症につきましては、飛騨市においては感染者の発生はみられておりませんが、全国的には感染が拡大し第2波というべき状況が続いております。政府の専門家分科会ではピークは超えたのではないかとの見解が示されているものの、依然として新規感染者数は多く、予断を許さない状況でございます。こうした中での市内経済、市民生活の現状を把握するため、市におきましては、月に2回の定点観測ヒアリングを行い、生活相談、総合相談窓口への問い合わせ等と合わせ、毎週水曜日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、動きを見極めつつ、必要な対策を検討しているところでございます。

直近の調査によりますと、市内産業の中核である製造業は、業種によつての差はあるものの、全体的に7月ごろから回復しており、前年水準まで戻している企業が増えております。

一方で、新型コロナの影響を早くから受けている飲食、宿泊、小売などでは、食料品、日用品等が復調しつつあるものの、例年並みの水準にまでは戻っておりません。

宿泊につきましては、お盆前後は一定の動きが見られましたが、秋、冬の予約動向は不透明で、政府のGoToキャンペーンの恩恵も明確ではなく、引き続き注視が必要な状況でございます。飲食につきましても、昼間の需要は戻りつつあるものの、居酒屋、スナック、酒小売、宴会仕出し等の状況は厳しく、バス、タクシーの交通事業者も、昼間は少しの利用があるものの、夜や観光の需要は低く厳しい状況が続いております。

市民生活につきましては、生活相談の件数や、市税・国保料等の徴収猶予、雇用創出事業の新規申請などはかなり少なくなっておりますが、高山市内の宿泊施設におけるパートの仕事の縮減やタクシーの利用者の減少などによって収入が減少したという相談が続いており、解雇に至らないまでも暮らし向きが厳しい方がおられることには変わりがない状況でございます。

以上のような状況に対し、市としては現在の数多くの施策を着実に進めていく方針ですが、次の課題としては、まず医療面におきまして、新型コロナと病態が似ているインフルエンザの流行期を前に、インフルエンザの抑制を図るための対策が必要だというふうに考えております。先週末に政府の方針が示されたことを踏まえて、市独自の対策を講じるべく調整を進めております。

また、新型コロナの感染者が発生した場合に備えての市内介護施設の相互連携体制づくりについて、市が中心となって施設間の協議を重ねておるところでございますが、ようやくかたちがまとまってまいったところでございます。

これらには別途の予算を要しますので、準備が整い次第、今議会中に関連予算の追加上程をお願いすることも含め、ご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に7月の豪雨災害の状況について改めましてご報告申し上げます。

本市におきましては、河川の増水等があり、河合町内の一部に避難勧告を発令したほか、一時大雨特別警報が発表されたことから、全市に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。雨量、河川の水位ともに危険な水準には至らず、農地・農業施設・林道・市道・河川等の被害も最小限でありました。これらの復旧については、今議会で提案し早期の復旧に努めてまいります。

なお、高山市・下呂市においては、道路崩壊、土砂災害、住居浸水等の大きな被害があったことから、7月16日に両市を訪問し、國島高山市長、山内下呂市長に対して、お見舞いと復旧への激励を申し上げるとともに、市としての災害見舞金をお渡ししてまいりました。

また、被災したJR高山本線の復旧については、7月21日、火曜日に、岐阜県知事と3市1村の市長・村長が合同でJR東海、中部運輸局に対して緊急要望を行い、7月23日、木曜日には全線再開となりました。加えて、甚大な被害を受けた国道41号の復旧に向けては、国土交通省に対しても同様に要望を行い、8月17日、月曜日には応急復旧工事が完了し、片側交互通行ができるまでとなりました。

飛騨地域の大動脈であるJR高山本線・国道41号が早期に復旧したことは、飛騨市としても大変喜ばしいことでありました。早期復旧にご尽力いただきました皆様に対しまして感謝申し上げたいと思っております。

このほか、市政の取り組みについて、3点ご報告を申し上げます。

まず、7月28日、火曜日の災害時における宿泊施設の供給に関する協定締結式についてでございます。市と飛騨市旅館組合及び流葉観光開発協同組合との間で「災害時における宿泊施設の供給に関する協定」を締結いたしました。

これは、災害時においても新型コロナウイルス感染症対策を迫られる中、市内において土砂災害、洪水等の災害が発生した際、市が準備する避難所が不足する場合に、市内の旅館・ホテル等の宿泊施設の利用を円滑に行うためのものです。

この協定によりまして、2つの組合を合わせ、16事業所55施設の利用が可能となりまして、今後の災害発生時に大きな協力を得られることとなったところでございます。

次に8月8日、土曜日の赤ちゃん防災リーダー認定式、岐阜県助産師会との防災協定締結式でございます。

妊娠中や産後の女性、乳幼児は、災害時には特別な支援が必要な要配慮者となります。子どもたちの命を守るためにはお母さん自身は正しい防災知識を身につけ、自分と子どもを守るができるようになることが重要でございます。

市では、一般的な防災士については養成をしてきましたが、これらの専門的な知識を有

する分野については、未着手だったことから、防災士資格を保有している助産師と看護師等を対象としまして、「赤ちゃんとその家族対策の新常識 最新情報で深く学ぶ支援者のための赤ちゃん防災講座」を開催し、今回8名の方を「飛騨市赤ちゃん防災リーダー」として認定したところでございます。

また、講座の開催にあわせまして、岐阜県助産師会との間で協定を締結し、飛騨市において地震、風水害その他の災害が発生した場合や、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合に、助産師によるお母さんに対する心身のケア、保健指導、病院搬送の助言などについて、広域的な支援を受けることができる体制を構築したところでございます。

最後に、8月21日、金曜日の飛騨市障がい者就労施設応援企業認定式につきまして、ご報告申し上げます。この制度は、障がい者の自立した生活を支えようと障がい者就労施設で製作された製品を購入したり、業務を発注した事業所を認定し、奨励金を交付するものでございまして、県内初の取り組みでございまして。

認定は昨年の実績をもとに、株式会社ASSISTON（アシストン）飛騨、株式会社喜多村、飛騨古川さくら物産館、高山米穀協業組合、(株)吉城コンポの5企業を認定しました。

株式会社ASSISTON飛騨の井上尚志（いのうえ たかし）専務からは、「認定事業者として責任をもって支援企業の輪を広げていきたい」とのご挨拶をいただきました。市といたしましても、この制度の浸透を図り、就労支援事業所の業務の拡充につなげ、障がい者の就労の安定を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言を終わります。

◆提案理由・総括説明

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件についてご説明申し上げます。

今回は、人事案件が6件、条例改正が7件、財産の取得が1件、指定管理者の指定が1件、辺地に係る総合整備計画の変更が2件、過疎自立促進計画の変更が1件、宇区域の変更が1件、補正予算が5件、令和元年度の決算の認定が14件の合計38件でございまして。

財産の取得については、小中学校の児童生徒のICTを活用した授業に使用するためのタブレット端末、1,194台の取得でございまして。

次に、指定管理者の指定は、ひだ流葉スキー場等の管理者の指定でございます。議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしまして、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦が6件、財産の取得が1件の計7件でございます。

なお、補正予算、条例改正等につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから

日程第8 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第3、議案第87号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから日程第8、議案第92号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの6案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第87号から議案第92号について、一括してご説明申し上げます。

次の6名の方々を人権擁護委員の候補者に推薦したため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。順次申し上げます。

議案第87号、氏名、森本晴男（もりもと はるお）氏。議案第88号、氏名、蒲貞憲（かば さだのり）氏。議案第89号、氏名、若田静壽（わかた しずひさ）氏。議案第90号、氏名、服部宗純（はっとり そうじゅん）氏。議案第91号、氏名、中田秀夫（なかた ひでお）氏。議案第92号、氏名、藤田計人（ふじた かずと）氏でございます。

提案理由は、議案第87号の森本氏から議案第91号の中田氏までは、任期満了に伴う候補者推薦の再任、議案第92号の藤田氏は、任期満了に伴う候補者推薦の新任でございます。

なお、生年月日、住所、略歴は記載のとおりでございます。よろしくお願申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。本6案件につきましては、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号から議案第92号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第87号から議案第92号までの6案件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論は、議案番号を告げて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。採決は個々に行います。最初に議案第87号について採決します。お諮りいたします。本案について適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

次に、議案第88号について採決いたします。お諮りいたします。本案について、適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

次に、議案第89号について採決いたします。お諮りいたします。本案について、適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

◎議長（葛谷寛徳）

次に、議案第90号について採決いたします。お諮りいたします。本案について、適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

次に、議案第91号について採決いたします。お諮りいたします。本案について、適任

と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

次に、議案第92号について採決いたします。お諮りいたします。本案について、適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、この結果を市長に回答することに決しました。

◆日程第9 議案第93号 財産の取得について(タブレット端末)

◎議長(葛谷寛徳)

次に、日程第9、議案第93号、財産の取得について(タブレット端末)を議題といたします。説明を求めます。

[教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇]

□教育委員会事務局長(谷尻孝之)

それでは、議案第93号について説明します。議案第93号、財産の取得について(タブレット端末)。次のとおり財産を取得する。1、財産の種類、物品。2、財産の名称及び数量、タブレット端末、1,194台。3、取得の目的、学習用タブレット端末の整備。4、取得金額、6,804万6,000円。5、取得先、株式会社中日AVシステム飛騨営業所分室。以上でございます。

[教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席]

◎議長(葛谷寛徳)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○11番(籠山恵美子)

いよいよいろんなコロナの状況もありまして、オンラインの教育、リモート教育ということに着手するのだと思いますけれども、まず、これは随意契約でしょうか。競争入札だったのでしょうか。

◎議長(葛谷寛徳)

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長(谷尻孝之)

指名競争入札でございました。

○11番(籠山恵美子)

指名競争入札ということですね。奇しくも私たち議会もですね、タブレットでの議会運営ということに切り替わるようでした、大変高価なタブレットを提供されています。私たちは大人ですから、いろんなタブレットの活用について、今、議会としても議会事務局が

らその活用の仕方のいろいろなきちんとした規制やルールをわきまえたことをちゃんとした文書でいただいて、羽目をはずしたような活用をしないようにやっていくと思えますけれども。この間、話を聞いたらこの1台、15万円ほどだそうです。今、この金額でいいますと、5万7,000円ほどですかね、1台ね。タブレット、子どもたちに提供するの。たぶんそういう意味では、ある程度の規制がかかったようなあんまりいろいろ広くいろんなところにいかないようなある程度の最小限度のタブレットなのかなと思えますけれども、このあたりのタブレットの内容の選択というものは、教育委員会の中でどのように協議をされ、この程度のもので十分だと。あるいは、この程度の、このレベルのものなら十分な教育に活用できるというような判断に至ったのかというのは、教育委員会の議会の中で議論されましたか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

内容につきましては、教育委員会の中で一つ一つ、細かく議論は行っておりません。これは、学校教育において学校と教育委員会事務局が責任を持って行うことだと考えております。

○11番（籠山恵美子）

そうしますと、教育委員会というのは、基本的に学校教育の環境とかいろんな条件整備をね、つかさどるところだと。教育の分野の議会だということですので、あとは現場での対応の仕方だと思いますけれども、例えば、私たち議員もこれが壊れたら保証してくださいというようなことですよ。例えば、このタブレットの活用の仕方は、それぞれの学校の教育長に全面的に委ねるということやっていくということなんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

タブレットにつきましては、学校教育を進めていくうえの、これからの文房具というふうにお考えいただければいいかなと思います。鉛筆やノートにかわっていくものがございます。辞書等の機能も備えておりますけれども、そういった意味で、これから子どもたちが学習をするうえで、必要に応じて活用をしていくというものになるかと思えます。その中で、どのような活用ができるかということにつきましては、学校と教育委員会、一緒になりまして、これから研修も重ねてまいりますので、その中で効果的な活用を生み出しながら、これは遠隔学習だけでございません。普通の教室の中で、子どもたちが主体的に学んでいくためにこれから絶対に必要なツールであるというふうにそういう捉えでおります。

○11番（籠山恵美子）

実際に何か災害があったときだけの遠隔の道具ということではなくて、これから子ど

もたちがこういう時代、ICTの時代に向けて一つ習熟していく授業の一つとしての今、教育長、文房具とおっしゃいました。その程度にとは、失礼ですね。でもそのぐらいに思って活用してもらわないと結局、それが習熟できる子、できない子で、また授業の中で格差ができてしまうということにもなりかねないので、そういう意味では、基本的にはやっぱり担任の教員と子どもたちの対面的な人間的な授業、それを補足するうえで、この時代にあったツールとして、このタブレットが生かされれば、私はそのほうがとりあえずいいかなと思っているので、今、教育長の説明を聞いて、ちょっと安心しましたけれども、そういう意味では、とりあえず今、金額的にはね、私たちは大人に比べたら随分低いですけども、まずはそのことでやっていただければ、いいかなという感じがします。

○12番（高原邦子）

指名競争入札ということでありました。何社ということ、そこにいろんな要件を加えたことがありましたらお知らせください。市内業者とかいろいろありますね、県内業者とか。そのへんは、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

指名競争入札でございますが、3件の入札ございました。いずれも飛驒営業所となっておりますけど、ちょっと飛驒市内にあるかということまでちょっと把握しかねるところでございます。

○12番（高原邦子）

そうしますと、今回ですね、タブレット、同じ機種だけではない。この1,194台は、いろいろその学校・学校で違うものを要求してきたと、そういうことも考えられますけれども、みんな同じものなんでしょうか。これは。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

こちらにつきましては、大きく分けると、AndroidといわゆるIOSというものがあんですけども、基本的に飛驒市内全てIOSのほうで揃えておりますので、同じ機種というようなかたちになろうかと思えます。

○12番（高原邦子）

先生方は、もうこういったものは使いこなせるという前提であるのかなと思うんですけど、物品を納めたところは、物品を納めるだけで、あとのフォローとかいろんなそういうことはしないのでしょうか。そういったことなく3件というのは、3つのところを指名したということですよ。そうですね。その条件とか何とかはちょっと知らないということなんですけど、これは管財のほうみんな取り仕切ったということですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

管財と協議の中で決めたものと思われま

◎12番（高原邦子）

「思われます」ということは、局長は入ってらっしゃらなかったんですか。教育委員会として。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

選定そのものは、私のほうへは、報告でいただきました。

◎12番（高原邦子）

6,800万円、かなりの金額だと思うんですね。そういったものに対して、先ほど教育長がいろんな説明されましたけれども、教育委員会としてですね、もう少しですね、管財とですね、いろいろつめて、そういったのは、部下の職員がするもので、局長のところはただあがってくるだけってということなんですか。これ、かなり私は、それで大丈夫かなと思うのが、本当心配になってきますけれども。いつもあれですか、こういったものを購入したりするときは、報告だけでしっかりと局長の思いとか教育長の思いというものを管財と突き合わせたりとかそういうことはされていないでしょうか。いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

今回、おっしゃるとおり非常に金額が大きいというようなことがございました。一つ一つの単価は小さいんですけども、数多いということで、非常に大きな金額となるということでもございました。

そういった中でですね、例えば、県内のほかの市とですね、共同購入ができないとかですね、いろんないわゆる安くするということとあれなんですけども、効果的に効率的に買えるような方法がないかということは、一緒になって議論をさせていただいております。そういった中で、なかなか他市とのやっぱりその設定であるとかですね、あとほしい機種であるとかですね、いろんなところでやっぱり各市の思いがあったものですから、なかなか難しいといったことは、全てそういったことにつきましては、議論に入ってやっておるところでございます。

ただ、最後ですね、当然、市内業者はできるだけ、私、もう1回、書類を見ているんですけども、すいません。全て一応市内業者で購入できるものは購入させていただきたいというなかたちで3社のほう、ここに指名のほうにさせていただいたというような結果になろうと思います。

○12番（高原邦子）

このね、分室ってなっていますよね。ここはどのくらい長いこと、飛騨市でこういったことを事業されているわけなんですか。ただ籍だけ置いていけばという、そういうものではないと思うんですけど。何年ぐらいの仕事というか、稼働実績とかもろもろある会社なんですか。お知らせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

私どもの教育委員会関連としましては、今の電子黒板であるとかですね、それとか、2年ほど前からになりますけれども、タブレット端末、2年ほど前から整備させていただいておりますので、そういったときから株式会社中日AVシステム飛騨営業所分室さんがうちのほうに入ってみるということで、その会社そのものがその何年から営業してみえるとかってことについては、申しわけございません。把握しておりません。

○12番（高原邦子）

これは、総務部長にお伺いすればいいんですかね、管財関係ですから。そのへんはいかが、そういった発注とかかけたりするところで、出されているんですか。教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回のもそうですけれども、指名願いを出していただいた業者の中で、その物品を取り扱える市内業者というような条件の中で、今回は3社が指名されたということだと思っておりますが、先ほど来の、何年からこの事業者がやってみるということにつきましては、ちょっと調べないとわかりませんので、後ほどご報告させていただきます。

○11番（籠山恵美子）

やっぱり、この議案書1枚で、金額のそれを即決で認めるかどうかってことになるものですから、やっぱりちょっと慎重になりますよね。たぶん、今回のコロナ災害のような環境の異変がなければ、小・中学校へのタブレット導入っていうのは、急にこう議題に議案としてあがってこないんじゃないかと正直私は思うんですよね。ですから、そういうものをきっかけにして、これからどんな状況にあっても子どもたちがとくにコロナ禍の中ではね、子どもたちが休校になりまして、自宅待機みたいなことがあって、それをどういうふうにして、いろんなツールを使って、いろんな学校教育の条件を使って、子どもたちに教育を歩調するかということという教育委員会は随分努力され、練られたんだと思うんですけれども、ならばこそですね、例えば、それぞれの学校の教育長の責任で、一つの学校の教材、あるいはその文房具の一つとして導入すると。導入は、そういうことなんですけれども、やっぱり何といても、低学年は使わない。中・高学年ぐらいから、4年生ぐらいから導入するんですかね。1年生からタブレットを使うという教育にはならないと思

いますけれども、それにしてもやはりなかなかこういう I C T製品を教育に導入するというのは大変なことで、そういう意味で、その故障したときの保証の仕方、あるいは、その学校の管理の仕方みたいなことは、やっぱり教育委員会として一つガイドラインをきちんと整備したうえでの導入でないと、ただ「壊しちゃった、壊しちゃった」、「しょうがないね、子どもだからね」というふうにはならないと。やっぱりこれも血税で使われるものですからね。そのあたりは、どこが責任をもって学校備品のその扱い方についてのガイドライン、あるいは、保証についての要綱なり何なり整備するのでしょうか。そこだけやっぱりきちんと確認しないと、なかなか多額の金額なので、市民の方々は、心配になると思うんですよね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

何年生からというお話につきまして、まずお答えをいたします。小学校1年生から予定をしております。1人、1台端末ということで、今、進めているところです。

これは、一昨年から始まりました「G I G Aスクール構想」ということで、これからの子どもたちにとって絶対必要なツールであるということから、国も力を入れて進めている事業でございます。そこで、本当は数年に分けて順次納入していく予定でございましたけれども、今回このようなコロナのことがございまして、やはりそのときにオンライン等のことがなかなか組めなかったというところが多かったということから前倒しをして国のほうも予算をつけられましたので、私たちのほうもそれにあわせて、今回このように大きな導入を進めているところでございます。まだこれで全部でございませませんが、まだ少し1人、1台にはまだ足らないので、来年、再来年と順次入れていくところでございますけれども、今回とりあえずはこれだけの台数を入れまして、上の学年の子どもたちから順次使えるようにしていきたいと思っております。

それで、先ほどがありましたようなガイドライン等につきましては、教育委員会が責任をもって進めてまいります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第93号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は原案のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第94号 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

から

日程第21 認定第14号 令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定に
ついて

◎議長（葛谷寛徳）

引き続き、日程第10、議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第40、認定第14号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの31案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、私からは、議案第106号から議案第110号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、確定財源は速やかに計上し明らかとする方針のもと、確定した普通交付税や前年度純繰越金、賦課決定を踏まえた市民税、法人税割等をはじめとする、現計予算に対して上振れした額を計上したものでございます。

なお、決算剰余金処分として、当初予算で政策的経費の財源として一時的に取り崩すこととしていた4億5,000万円を積み戻すとともに、見込みどおりに生じた純繰越金のうち予算を上回ったぶんの7,000万円を加えた5億2,000万円を財政調整基金積立金として計上しております。

また、当初予算において3億円と見込んでおりましたふるさと応援寄附金につきましては、7月末日現在で前年実績の28.5パーセント増と好調な経過となっていることから、収入見込みを7億円に改めたうえで、返礼品をはじめとする諸経費やふるさと創生事業基金への積み立て等の追加所要額を計上しております。

このほか、国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加内示額5億1,600円を今回計上し、これまでの新型コロナウイルス感染症対策における補正予算の財源に充当するとともに、これまで財源としてきた財政調整基金3億5,000万円余の繰入金については全額を戻し入れる調整を図りました。

そのうえで、なお歳入が超過する額については、今後長期化が予測される新型コロナウイルス感染症対策事業の財源とするほか、昨今の労務単価の上昇等により増嵩傾向にある市道の除雪費用に備えて、予備費に計上することといたしました。

それでは、本補正予算における主要施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。

総務費では、未登記道路となっていた道路部を寄附いただけることとなったことから登記に必要な経費や、市役所駐車場として借用しておりました土地を購入する費用のほか、神岡振興事務所をはじめとする防災拠点の機能強化に必要な所要額を計上しております。

民生費では、買い物弱者対策として、老朽化した移動販売車両を更新する事業者に対しまして、現行の市補助制度を改正することで県の補助制度を活用できることからさらに支援を強化させるほか、私立保育園や障がい福祉サービス事業所、子育て支援センター等に新型コロナウイルス感染症対策として必要な用品を購入する経費を計上しております。

衛生費では、これまで中国で製造されていたごみ袋について、新型コロナウイルス感染症の影響から国内工場で生産する必要性が生じたため、その経費を計上いたしております。

農林水産業費では、小規模基盤整備事業補助金や中高年帰農者就農給付金など既存制度に対する追加案件につきまして必要経費を計上したほか、本年開設した家畜診療所が当初予定よりも大幅な診療件数増で推移しているため、今後必要と見込まれる医薬材料費を計上いたしました。また、県単土地改良事業の追加採択に加え、県営かんがい排水事業など前倒しで事業進捗いただけることに伴う市負担金などを計上し、事業の進捗を図ってまいります。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策として商工振興にかかるさまざまな補助制度を設けて支援している中、販売促進事業や環境整備事業を中心とした大幅な件数増の申請実績に対応するとともに、障がい者にやさしいまちづくりを推進するため、新たに店舗バリアフリー改修補助制度を創設し、これらをあわせた関連経費を追加計上いたしました。

また、10月より流葉スキー場運営に新たに指定管理者制度を適用することに加え、昨シーズンの暖冬により生じた損失については、地理的な特殊性に鑑み、全額公費補填するための指定管理料を追加で計上しております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、ひとりひとりの学習状況にあわせた学びの保障が確実に実行できるように、学習指導員とスクールサポートスタッフを配置するための所要額を計上したほか、感染予防に必要となる使い捨ての耳鼻科検診器具や小中学校の消毒用アルコールなど、新型コロナウイルス感染症対策として必要な用品を追加計上しました。このほか、小中学校の臨時休校に備えて、オンライン授業の実施に必要な会議システム導入経費や、図書をウイルス除菌できる消毒装置の購入などの経費も計上しております。

災害復旧費では、7月に発生した豪雨による被災箇所を速やかに復旧できるよう農

地農業用施設、公共土木施設、古川サイクリングロードの路肩崩壊復旧など関連経費を計上いたしました。

最後に全般的事項としまして、令和元年度における国や県事業の補助金の精算による返還金や会計年度任用職員の異動による人件費補正のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむなく事業中止に至ったイベント等の不用見込額を減額計上しております。

また、本年3月から6月までに生じた新型コロナウイルス感染防止に起因する経済的な損失を被った指定管理者に対し、当該期間の損失額の2分の1の額を「新型コロナウイルス対策指定管理者支援金」として計上いたしました。

今回提案いたします一般会計補正予算額につきましては、14億6,261万5,000円を増額し、補正後の予算額は、228億98万円となります。

なお、今回の補正予算に必要な財源につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、確定した前年度純繰越金をはじめとする一般財源を主要な財源としつつ、歳出予算にあわせて充当財源となる国県支出金、市債について調整のうえ確保いたしております。

また、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか3会計につきましては、事業の進捗等に伴う補正を行うこととし、合計で7,252万7,000円を増額し、補正後の全特別会計の予算額は86億3,388万9,000円となります。

以上で、私の提案説明を終らせていただきます。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、条例、その他議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、感染症防疫作業に従事した職員に手当を支給するための改正です。

議案第95号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、河合・宮川乗合タクシーの使用料の改定及び稲越乗合タクシーの新設に伴う改正です。

議案第96号、飛騨市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正等に伴う改正です。

議案第97号、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、事業内容の変更です。

議案第98号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更です。

議案第99号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、事業の追加による変更です。

議案第100号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により個人番号を通知する通知カードが廃止されたことに伴う改正です。

議案第101号、飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例につきましては、予防接種法施行令の改正に伴う改正です。

議案第102号、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営に関する基準の改正に伴う改正です。

議案第103号、字区域の変更につきましては、地籍調査事業による河合町角川地区の字の区域を変更するものです。

議案第104号、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例につきましては、家畜伝染病検査にかかる採血技術料の追加に伴う改正です。

議案第105号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉休養園コテージ）につきましては、指定管理者の指定を行うものです。

次に認定第1号、令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の定めにより監査委員の意見を付けて、認定に付するものでございます。

決算の概要につきましてご説明申し上げます。

金額につきましては、端数を処理しておりますので、ご了承願います。

令和元年度の一般会計の決算は、養護老人ホーム和光園の整備など投資的経費が大きく伸びたことでそれに伴う財源もあわせ、歳入決算額は、前年度比11.3パーセント増の218億7,158万7,000円、歳出決算額は、13.0パーセント増の205億6,800万9,000円となり、歳入歳出差引額は、13億357万7,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、8パーセント増の10億3,705万8,000円となりました。

歳入のうち市税は、例年とほぼ同水準の35億2,836万8,000円、普通交付税は、合併算定替加算額が終了したことなどに伴い、1億902万8,000円減少し、特別交付税も記録的な暖冬等で特殊財政事情が少なかった影響から9,958万6,000円減少したため、地方交付税全体で2.7パーセント減の73億8,821万9,000円となりました。

歳出では、総務費では、公共施設管理基金をはじめとした各種基金の積立金やふるさと応援寄附金返礼費の増加により、4億7,087万円の増。民生費では、新和光園整備や

複合児童福祉施設整備等による投資的経費の増加により、8億4,856万円の増。教育費では、小学校における体育館非構造部材耐震化や冷房設備整備、ICT機器の活用した情報化整備などの影響で、3億1,186万円の増。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨による災害復旧事業により、4億2,906万円の増となりました。

次に特別会計ですが、11特別会計の歳入合計は、前年度比1.7パーセント減の82億693万9,000円。

歳出合計は、1.9パーセント減の80億4,967万3,000円で実質収支、1億5,726万7,000円となりました。

次に水道事業会計ですが、給水人口は前年度と比べ、451人減少し、収益的収支は、事業収益が2.2%の減、事業費用が3.6パーセントの減となり、当期純利益は前年度を8.8パーセント上回り、6,233万3,000円となりました。

最後に国民健康保険病院事業会計です。飛騨市民病院では常勤医師、当初5名体制でしたが、10月から岐阜県派遣1名が増員され、6名の診療体制を年度末まで続けられました。

収益の状況では、一般会計繰入金の特例交付税分の繰入額の見直しに伴い、事業収益が前年度比5,033万6,000円の増となりましたが、医業収益は前年度比4,470万円1,000円の減と厳しい状況でありました。医業収益の内訳は、外来患者は前年度比、1,493人の増でしたが、入院患者は2,841人の減となったことで大幅な減収となり営業費用の節減に努めましたが、医業収益の減をカバーしきれず、結果、498万9,000円の当年度純損失を計上することとなりました。

また、老人保健施設たかはらにつきましては、10月から社会福祉法人神東会の指定管理施設として再出発しました。その基本協定により、減価償却費企業債の元利償還金は病院事業会計による負担として10月以降の介護収支を除いた金額を決算に計上し、当年度純損失1,947万1,000円となりました。

以上で、決算の概要ならびに提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、補正予算、条例関連、決算概要の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から令和元年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査並びに健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見の報告を求めます。

〔代表監査委員 島田哲吉 登壇〕

□代表監査委員（島田哲吉）

議長よりお許しをいただきましたので、令和元年度の各会計の決算審査については、過日、徳島純次監査委員と私、島田哲吉とで審査いたしましたので、その報告をさせていただきます。審査意見書をごらんください。

令和元年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見の提出について。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された令和元年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況について審査いたしましたので、次のとおり審査意見を提出させていただきます。

1 ページをごらんください。令和元年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法については、記載のとおりですので省略させていただきます。

次ページをお願いいたします。第4、審査の結果。1. 審査に付された各会計歳入歳出決算書及び政令で定められた書類は、いずれも法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めました。また、予算の執行状況は適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認められました。

2. 基金の運用の状況を示す書類は、関係諸帳簿と符合し、かつ正確であり、設置目的に適合するとともに、効率的に運用されていることを認めました。

審査の概要及び意見は次に述べるとおりでございます。以下、詳細はお手元に配付の審査意見書とおりでございます。

なお、本市の令和元年度の財政は、「がんばれふるさと応援寄附金」において、とくに返礼品の価格帯に幅をもたせたことや、ホームページの表記を見やすくする等の工夫により、前年度比6億7,866万円余の増加となり自主財源の確保に大きく貢献しました。

しかしながら、人口減少に伴い算定の見直しがされる地方交付税や、各種事業の補助金等の依存財源が抑制されている現状は顕著に現れており、さらに厳しい財政状況が危惧されます。

今後も、引き続き、交付税算入率の高い有利な起債を選択し、市税等の自主財源の確保に努めるとともに、飛騨市の持てる地域資源や地元企業、商店の力を伸ばす施策等に取り組み、また、市民に寄り添うきめ細やかな施策や飛騨市のすばらしさを広める施策を進められ、「元気で、あんきな、誇りの持てるふるさと飛騨市」を目指したまちづくりを展開することを期待いたします。

また、今後さらに上昇する高齢化率や生産年齢人口の不足に伴う税収減少の先行リスクに対処するべく、行財政の効率化に努め、健全かつ公正な財政運営に取り組まれることを強く望むものでございます。

次に、別冊の公営企業会計決算審査意見書をごらんください。令和元年度飛騨市公営企業会計決算審査意見の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計及び飛騨市水道事業会計の決算について審査いたしましたので、次のとおり審査意見を提出します。

1 ページをお願いします。令和元年度飛騨市公営企業会計決算審査意見。第 1、審査の対象、第 2、審査の期日、第 3、審査の方法は、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

第 4、審査の結果。審査に付された各企業の決算諸表は、経営成績及び財政状況が適正に表示されており、計数は正確であることを認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりでございます。以下、詳細はお手元に配付の審査意見書のとおりでございます。

なお、病院事業を取り巻く環境は、全国的に深刻な医師、看護師の不足が解消されず人口構造、医療需要の変化など、厳しい経営状況が続くものと予想されます。そうした中で、派遣医師を 1 名増員し、6 名の診療体制が維持できたことは大きな成果でございます。今後も地域医療研修協力施設として研修医や看護学生等の受け入れにより、常勤医師を招聘する将来を見据えた事業を継続して推進されたい。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療の最前線で立ち向かう医療従事者の方へは謝意と敬意しかなく、感染者が万が一出た場合には、いち早く対応していただかなければならないので、健康管理に配慮されたうえで、救急医療体制の維持と、市民に信頼される安全安心な医療サービスを提供する、地域に密着した市民病院として、今後も引き続き役割を果たされることを望むものであります。

水道事業は、今後も委託業務や修繕工事を効率的、計画的に行い、費用の抑制を図るとともに、将来にわたって安定的に経営が継続できる適正料金の検討、施設運営の合理化等、より一層の効率的な経営をお願いするものでございます。

そしてこれまでと同様に、安全、安心で良質な水を安定的かつ継続的な供給に取り組まれることを要望するものでございます。

次に、別冊の健全化判断比率審査意見をごらんください。

令和元年度健全化判断比率、資金不足比率の審査意見について。地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 号第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率並びに同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出させていただきます。

1 ページをお願いいたします。Ⅰ、令和元年度健全化判断比率審査意見書。1 の審査の対象から 3 の審査の方法までについては、記載のとおりですので、省略させていただきます。

4、審査の結果。(1) 総合意見。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。以下、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

次に、2 ページをお願いします。Ⅱ、令和元年度資金不足比率審査意見書。1 の審査の対象から 3 の審査の方法までについては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。4、審査の結果。(1) 総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びそ

の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。以下、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、令和元年度決算審査結果の報告を終わらせていただきます。

〔代表監査委員 島田哲吉 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、代表監査委員の報告が終わりました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

監査をしていただきました島田代表監査委員、徳島監査委員のお2人に対しまして、お礼を申し上げます。

両監査委員におかれましては、令和元年度の決算につきまして膨大な量の決算資料を長期間にわたりまして慎重かつ丁寧に監査をいただきました。まことにありがとうございます。

審査をとおしてさまざまご指摘、ご指導を賜ったところでございます。内容につきましては十分留意いたしますとともに、検討を行い、改善と適正適法な運営に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、市長の発言を終わります。

ただいま提案説明及び決算概要説明並びに決算審査意見報告がありました議案第94号から認定第14号までの31案件につきましては、9月8日、9日、10日の3日間、質疑を予定しております。質疑のある方は、発言通告書によりお願いをいたします。なお、質疑・一般質問の発言通告書は、9月2日、水曜日、午前10時が締め切りとなっております。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、9月1日から9月7日までの7日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、9月1日から9月7日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午前11時06分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（3番）

谷口敬信

飛騨市議会議員（4番）

上ヶ吹豊孝